

公益社団法人山梨県私学教育振興会
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山梨県私学教育振興会（以下「振興会」という。）の定款第28条3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 理事及び監事は無報酬とする。

(費用の支払)

第4条 振興会は、役員がその職務の執行に当たって負担すべき費用又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用のうち旅費（宿泊費を含む。）については、振興会の理事会において別に定めるものとする。

(公表)

第5条 振興会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年11月29日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益社団法人山梨県私学教育振興会の設立の日から施行する。